明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

		日	号外	ページ
五八	都市公園の供用を開始する件	八		八
五九	道路に関する件	二〇		六
六〇	〃	二三		八
六一	〃	二六		八
	○近畿地方整備局			
一〇〇五	道路に関する件	七		七
一〇六	〃	八		八
一〇七	〃	一二		一六
一〇八	都市計画に関する件	一五		一七
一〇九	海岸に関する件	一五		一七
一一〇	都市計画に関する件	一五		一七
一一二	道路に関する件	一八		一七
一一三	都市計画に関する件	二二		一八
一一四	〃	二六		九
	○中国地方整備局			
五八	道路に関する件	一	118	五
五九	〃	一一		九
六〇	都市計画に関する件	二二		八
六一	道路に関する件	二八		九
六三―一	〃	二九		一〇
	○四国地方整備局			
五三	道路に関する件	一	118	五
五四	吉野川水系の指定区間外における河川区域の指定に関する件	四		八
五六	河川予定地を廃止する件	四		八
五七	道路に関する件	一四		七
五八	〃	一五		八
	○九州地方整備局			
八七	道路に関する件	四		八
八八	高速自動車国道に関する件	四		八
八九	道路に関する件	二九		一〇
	○北海道開発局			
九七―九八	都市計画に関する件	一一		九
一〇〇九―一〇〇二	道路に関する件	一五		八
〃	〃	二五		七